

ライセンス / ベトナムでの人材紹介事業

2021年5月

■ はじめに

外国資本がベトナムで人材紹介事業の認可を受けるのは容易ではありませんが、多くの日系企業がベトナムに進出し、当該事業を行っています。

■ 手順

ベトナム法人を設立し、人材紹介事業を行うための一般的な手順は、以下の通りです。

1 ベトナム法人設立

2. サブライセンス取得

3. 通知・事業開始

✓計画投資局よりIRC、ERCを取得

√労働傷病兵社会局より、人材紹介事業 ライセンス(最長5年有効)を取得 ✓事業開始の10営業日前までに 労働傷病兵社会局へ通知

■ 人材紹介事業ライセンス取得のための主な法定要件

- ✓ 3年以上の期間、使用できる住所がある(3年以上のオフィス賃貸契約等)
- ✔ 保証金として3億ドンを支払っている
- ✓ 法的代表者が次の要件を満たす
 - a. 企業法上の管理者である
 - b. 刑事訴追を受けている、法的能力が限られている等の状態でない
 - c. 大学以上の学位を取得している または 雇用サービス等で2年以上の実務経験がある

■ 留意点

最低資本金額の要件はありませんが、上述の通り、事業開始前に一定の資金が必要となります。

参考:政令 DECREE 23/2021/ND-CP など

■ お問合せ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd. 設立: 2009年 (クライアント数300社以上)

▶ ハノイ事務所▶ ホーチミン事務所TEL: 024-3943-2742TEL: 028-3914-7725

➤ ウェブサイト http://www.nacglobal.net/contact/

➤ Email vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。 利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。